

(非公式訳)
 投資委員会布告
 第 Sor. 2/2562 号
 件名：鉄道（レール）システム産業への投資促進

仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号、件名：投資奨励政策および基準に基づき、投資委員会は国家の鉄道大量輸送システム計画に応じ、列車、鉄道（レール）システム産業用の備品または部品の製造事業への投資を促進することを目的とし、仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の第 2 段落、第 18 条、第 31 条及び第 35 条に基づき、下記の通りに公布する。

第 1 項 仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号の巻末の 4 類の業種 4.10 の内容を廃止、以下の内容を代わりに使用、奨励対象業種を改定する。

4 類 金属製品、機械、運輸機器

業種	条件	恩典
4.10 列車、鉄道(レール)システム用の備品または部品の製造及び/あるいは修理		
4.10.1 客車や貨車などの車両の製造	1. エンジニアリングデザインの工程を有すること。 2. 国際規格または関連政府機関の規定に従うこと。	A1
4.10.1.1 エンジニアリングデザインを有する客車や貨車などの車両の製造		
4.10.1.2 客車や貨車などの車両の製造	国際規格または関連政府機関の規定に従うこと。	A2
4.10.2 列車、あるいは鉄道（レール）システム用の備品または部品の修理	高度技術によるオーバーホール（Overhaul）及び修理（Repair）設備を有すること。	A3
4.10.3 鉄道(レール)システム用の備品または部品の製造：以下の通り	委員会の同意を得た製造工程を有すること。	A2
- 主構造		
- 旅客車		
- 運転室および装置		
- ボギー		
- ブレーキシステム及び/あるいは主要部品		
- 車両の連結装置		
- 空調・排気システム及び/あるいは主要部品		
- コンプレッサー・送風システム及び/あるいは主要部品		
- ドアシステム及び/あるいは主要部品		
- 照明システム及び/あるいは		

は主要部品 - 通信および監視システム及び／あるいは主要部品 - 制御および信号システム及び／あるいは主要部品 - 電気および給電システム及び／あるいは主要部品 - レールまたはレールの部品		
---	--	--

第2項 鉄道（レール）システム産業及び関連産業への投資奨励のための特別措置は、仏暦 2562 年（2019 年）1 月 11 日より仏暦 2564 年（2021 年）12 月 30 日までの奨励申請に適用する。

2.1 バンコク以外の全ての県を投資奨励対象地区とする。

2.2 追加の恩典

2.2.1 コーンケン県およびナコンラチャシマ県に立地する投資プロジェクトの場合、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号が公布した恩典の追加に、法人所得税の免除期間が満了した日より、法人所得税の 50%減税の恩典を 5 年間付与する。

2.2.2 バンコク、コーンケン県およびナコンラチャシマ県以外の全地域に立地する投資プロジェクトの場合、仏暦 2557 年（2014 年）12 月 3 日付投資委員会布告第 2/2557 号が公布した恩典の追加に、法人所得税の免除期間が満了した日より、法人所得税の 50%減税の恩典を 3 年間付与する。

2.3 条件

2.3.1 列車、鉄道（レール）システム用の備品または部品の製造及び／あるいは修理を行う事業であること。また、諸投資奨励措置に基づく法人所得税の免除恩典が付与され、合計 8 年間を超えないプロジェクトであること。

2.3.2 投資を促進、加速させる為、奨励受理回答より操業開始に至るまで全ての過程において期間延長の申請は認められない。

2.3.3 操業開始期限内に事務局に対し所定の条件通りのプロジェクト資格を示す証拠を提示し、操業開始許可を申請しなければならない。なお、第 3 1 条に基づく法人所得税恩典の免除期間及び免除上限額が残存すること。

第3項 本布告は仏暦 2562 年（2019 年）1 月 11 日よりの投資奨励申請に適用する。

有効は本文書公布後直ちに。

発布日：仏暦 2562 年（2019 年）2 月 12 日

陸軍大将

プラユット・チャンオーチャー
投資委員会委員長